

## 資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [労働基本権の制約](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)

### 労働基本権の制約

#### 労働基本権の制約

公務員の場合、労働基本権の一部が制約されており、争議権や団体交渉権の一部（=協約締結権）が認められていません。その代償措置として人事院、人事委員会又は公平委員会が設置されています。また、警察職員や消防職員は職員団体を組織したり、加入したりすることができない等の制約もあります。

#### 争議行為等の禁止

法の規定により、使用者たる政府（地方公共団体）に対して同盟罷業（ストライキ）怠業その他の争議行為をなすことが禁止され、政府（地方公共団体）の活動能率を低下するような怠業的な行為を行うことが許されず、団体行動権の行使が法律によって禁止されています。

違反した場合は、懲戒処分の対象となり、このような違法行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった者については刑事罰の対象となります。（国公法98条、地公法37条）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録****お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)[🔍 キーワード検索はこちら](#)

